

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、その翌日
の翌日)

目 次

◇ 告 示 被爆者一般疾病医療機関の指定

土地改良事業計画の変更(二件)

基本測量の実施

土地収用法による土地の立入り

◇ 地 方 委 託 告 示 地方労働委員会あつせん員候補者の氏名、履歴等

◇ 公 告 危険物取扱者試験の合格者

林業改良指導員資格試験の実施

告 示

鳥取県告示第五百十一号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十二年法律第四十一号)

第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとお

り指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則(昭和三十三年厚生省令第八号)第二十二條において準用する同規則第十二條の規定により告示する。

昭和五十九年七月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
隅田歯科医院	米子市錦町二丁目二二	昭和五十九年六月二十三日

鳥取県告示第五百十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七條の三第一項の規定に基づき、県営土地改良事業(淀江宇田川地区ほ場整備)に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七條第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和五十九年七月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十九年七月十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所
淀江町役場及び大山町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業変更計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第五百十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（瑞穂地区は場整備）に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和五十九年七月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十九年七月十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

気高町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業変更計画について異議が

あるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第五百十四号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第一項の規定に基づき、建設省国土地理院長から基本測量を次のとおり実施する旨の通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十九年七月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 作業種類 基本測量（五万分の一地形図定期修正）

二 作業期間 昭和五十九年七月十六日から同年十二月二十日まで

三 作業地域 米子市、倉吉市、境港市、東伯郡大栄町、東伯町、赤碕町及び関金町、西伯郡西伯町、会見町、岸本町、日吉津村、淀江町、大山町、名和町及び中山町並びに日野郡江府町及び溝口町

鳥取県告示第五百十五号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第一項の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの許可をしたので、同条第四項の規定により告示する。

昭和五十九年七月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

中国電力株式会社

二 事業の種類

特別高圧送電線浦富線ルート変更工事

三 立ち入ろうとする土地の区域

岩美町大字本庄、大字太田及び大字岩常並びに福部村大字栗谷、大字

南田、大字箭溪及び大字八重原地内

四 立ち入ろうとする期間

昭和五十九年七月十日から昭和六十年六月三十日まで

地方労働委員会告示

鳥取県地方労働委員会告示第一号

労働委員会規則（昭和二十四年中央労働委員会規則第一号）第六十八条

第一項の規定により、鳥取県地方労働委員会あつせん員候補者の氏名、関

歴等を次のとおり告示する。

昭和五十九年七月十日

鳥取県地方労働委員会会長 下 田 三子夫

氏 名	生年月日	住 所	職 業	電 話 番 号	経 験 及 び 閱 歴	委 嘱 年 月 日
下 田 三 子 夫	明 皇・四・三	鳥 取 市 西 町 四 丁 目 一 五	弁 護 士 鳥 取 県 地 方 勞 働 委 員 会 委 員 (会 長)	自 宅 〇(宅)三二六〇	広 島 地 方 裁 判 所 三 次 支 部 檢 事	昭 三・二・三
松 本 萬 寿 夫	大 正・一・三	境 港 市 渡 町 一 二 七 〇	境 港 市 史 編 さん 審 議 会 專 門 員 鳥 取 県 地 方 勞 働 委 員 会 委 員	市 役 所 〇(宅)四一三二 自 宅 〇(宅)五一〇五	鳥 取 県 立 米 子 工 業 高 等 学 校 校 長 社 会 福 祉 法 人 鳥 取 県 厚 生 事 業 団 鳥 取 県 立 境 港 通 勤 察 察 長	昭 五・三・元
芳 村 尚 之	大 八・〇・三	鳥 取 市 浜 坂 字 高 熊 二 一 三 四	鳥 取 県 地 方 勞 働 委 員 会 委 員	自 宅 〇(宅)三一〇〇	鳥 取 県 地 方 勞 働 委 員 会 事 務 局 長	昭 五・三・三
田 中 篷 篤	大 二・一・七	鳥 取 市 葛 蒲 四 五 五	鳥 取 大 学 教 育 学 部 教 授	大 学 〇(宅)六一〇三三 自 宅 〇(宅)三一五三六		昭 四・四・三
福 士 俊 一	大 三・二・〇	鳥 取 市 浜 坂 字 高 熊 一 八 一 四 五	鳥 取 大 学 農 学 部 教 授 鳥 取 県 地 方 勞 働 委 員 会 委 員	大 学 〇(宅)六一〇三三 自 宅 〇(宅)三一〇四〇		昭 五・三・七
高 橋 務	大 四・三・二	米 子 市 道 笑 町 二 丁 目 二 四 二	公 認 会 計 士 税 理 士 不 動 産 鑑 定 士	自 宅 〇(宅)三一五〇〇		昭 五・三・〇
勝 部 可 盛	昭 八・三・四	米 子 市 上 福 原 一 四 五 九 一 六	弁 護 士 鳥 取 県 地 方 勞 働 委 員 会 委 員 (会 長 代 理)	事 務 所 〇(宅)三一四四六 自 宅 〇(宅)三一四〇六		昭 四・四・三
直 野 喜 光	昭 九・一・三	米 子 市 加 茂 町 一 丁 目 二 二	弁 護 士	自 宅 〇(宅)三二七四四		昭 四・四・七
石 田 登	大 四・四・一	米 子 市 皆 生 一 六 八 四 一 二	鳥 取 県 勞 働 組 合 総 評 議 会 西 部 地 区 評 議 会 副 議 長	病 院 〇(宅)元一二〇〇 自 宅 〇(宅)三一三〇〇 〇(宅)三一三〇〇	博 愛 病 院 従 業 員 組 合 執 行 委 員 長	昭 四・三・三
北 尾 才 智	大 五・三・三	西 伯 郡 西 伯 町 大 字 原 四 九 〇	鳥 取 県 勞 働 者 福 祉 協 議 会 理 事 長 鳥 取 県 地 方 勞 働 委 員 会 委 員	県 労 福 協 〇(宅)七一四一八 自 宅 〇(宅)六二二一〇	私 鉄 中 国 地 方 勞 働 組 合 日 ノ 丸 自 動 車 支 部 執 行 委 員 長 鳥 取 県 勞 働 組 合 総 評 議 会 議 長	昭 四・二・六
中 森 義 人	大 五・八・二	米 子 市 浦 津 二 五 三	鳥 取 県 勞 働 組 合 総 評 議 会 西 部 地 区 評 議 会 議 長 鳥 取 県 地 方 勞 働 委 員 会 委 員	地 評 〇(宅)三一四三二 〇(宅)三一四三二 自 宅 〇(宅)七一〇九	国 鉄 勞 働 組 合 米 子 地 方 本 部 執 行 委 員 長 鳥 取 県 勞 働 組 合 総 評 議 会 副 議 長	昭 四・〇・三

田中和夫	油木桓志	鈴木実	由谷武之	松田千歳	石井信儀	尾上賢二	山本恒久	川勝敏和	本田皓人	箕浦正	神波尚典
大ニ・九・〇	大ニ・一・五	大九・八・二	大六・七・三	大六・五・七	昭四・六・三	昭三・九・五	昭三・〇・三	昭二・八・七	昭九・四・三	昭六・一・三	昭三・三・六
八頭郡用瀬町大字安蔵 三四三	米子市東町一三	鳥取市玄好町一〇四	倉吉市余戸谷町二九九 一一一	米子市榎原八四七	鳥取市大覚寺七七一四 八	倉吉市大正町二丁目九	米子市福市八六二一七	鳥取市栗谷町一三一 一	東伯郡羽合町大字田後 五七〇一五	倉吉市八幡町三三一 一六	東伯郡東郷町大字長和 田五九八一三
鳥取信用金庫理事長 鳥取県地方労働委員会委員	米子信用金庫専務理事	鳥取県経営者協会専務理事 鳥取県地方労働委員会委員	ヒシクラ商事株式会社取締役社長 鳥取県経営者協会副会長 鳥取県地方労働委員会委員	米子商工会議所専務理事	全日本労働総同盟鳥取地方同盟副 会長 興和紡績労働組合倉吉支部支部長 全日本労働総同盟鳥取地方同盟書 記長 ゼンセン同盟鳥取エフワン労働組 合組合長	全日本労働総同盟鳥取地方同盟副 会長 興和紡績労働組合倉吉支部支部長 全日本労働総同盟鳥取地方同盟書 記長 ゼンセン同盟鳥取エフワン労働組 合組合長	全水道山陰地区本部米子支部執行 委員長	鳥取県中立組合連絡協議会議長 鳥取三洋電機労働組合中央執行委 員長 鳥取県地方労働委員会委員	鳥取県労働組合総評議会中部地区 評議会事務局長 鳥取県地方労働委員会委員	鳥取県現業職員労働組合執行委員 長	鳥取県労働組合総評議会中部地区 評議会議長 鳥取県地方労働委員会委員
〇五八七三番 自宅	金庫 〇八七三三一二四 自宅	協会 〇八三三一一八四四 自宅	〇八三三一一八四四 自宅	〇八三三一一八四四 自宅	〇八三三一一八四四 自宅	〇八三三一一八四四 自宅	〇八三三一一八四四 自宅	〇八三三一一八四四 自宅	〇八三三一一八四四 自宅	〇八三三一一八四四 自宅	〇八三三一一八四四 自宅
鳥取信用金庫常務理事	米子信用金庫常務理事	日本海新聞取締役論説委員長 鳥取県経営者協会事務局長	ヒシクラ醤油株式会社取締役	鳥取県立米子高等学校校長	全日本労働総同盟鳥取地方同盟執 行委員	興和紡績労働組合倉吉支部書記長	全水道米子水道労働組合書記長		全日通労働組合倉吉分会執行委員	鳥取県現業職員労働組合特別執行 委員	私鉄中国地方労働組合日ノ丸自動 車支部執行委員長 鳥取県労働組合総評議会事務局長
昭三・四・六	昭五・三・〇	昭三・三・六	昭三・三・六	昭五・三・〇	昭三・四・六	昭五・四・六	昭五・三・七	昭五・三・八	昭五・三・七	昭五・三・七	昭五・三・六

尾崎 喜人	大ニ・九・三	鳥取市湖山町南五丁目 六五一	鳥取商工会議所専務理事	会談所 自宅 〇(宅)三六六六 〇(宅)三六一六四九	社会福祉法人鳥取県厚生事業団常 務理事	昭五・三・〇
藤井 敏郎	大ニ・〇・六	米子市皆生二〇九三	株式会社山陰放送専務取締役 鳥取県地方労働委員会委員	会社 自宅 〇(宅)三三三三 〇(宅)三三三三	株式会社山陰放送常務取締役	昭四・三・六
小林 繁	大五・七・四	米子市皆生一六六一 五四	米子機工株式会社取締役社長 鳥取県地方労働委員会委員	会社 自宅 〇(宅)三三三三 〇(宅)三三三三	株式会社米子鉄工所取締役	昭四・一・四
藤田 忠義	昭三・三・三	倉吉市福庭五四四一	神鋼機器工業株式会社取締役総務 部長	会社 自宅 〇(宅)六六一二 〇(宅)六六一二	神鋼機器工業株式会社総務部長	昭四・六・三
児嶋 祥悟	昭八・四・九	鳥取市美萩野一丁目 三八	鳥取瓦斯株式会社常務取締役	会社 自宅 〇(宅)三三三三 〇(宅)三三三三	鳥取瓦斯株式会社取締役	昭六・四・四
森本 和雄	昭二・一・三	岩美郡国府町大字奥谷 一二二	鳥取県地方労働委員会事務局長	事務所 自宅 〇(宅)三三七五 〇(宅)三三七五	鳥取県自治研修所長	昭六・一・七
田中 淳一	昭六・六・三	鳥取市田園町四丁目二 六六	鳥取県地方労働委員会事務局長	事務所 自宅 〇(宅)三三七五 〇(宅)三三七五	鳥取県地方労働委員会事務局長 兼調整課長	昭五・四・四
荻原 隆通	昭五・六・三	八頭郡河原町大字袋河 原四三七一二	鳥取県地方労働委員会事務局長	事務所 自宅 〇(宅)三三七五 〇(宅)三三七五	鳥取県企画部統計課企画調整係長	昭五・四・三
太田 垣 愿	昭六・九・四	鳥取市本町五丁目一 四	鳥取県地方労働委員会事務局調整 課長	事務所 自宅 〇(宅)三三七五 〇(宅)三三七五	鳥取県衛生環境部健康対策課課長 補佐	昭六・六・六

公 告

昭和59年 6月22日に実施した危険物取扱者試験の合格者は、次のとおりである。

昭和59年 7月10日

鳥取県知事 西 尾 臣 次

乙種第4類危険物取扱者試験

- | | | | | |
|-------|-------|------|-------|-------|
| 賀山 脇親 | 園谷 秀樹 | 浦田 保 | 余村 幸巳 | 宮川 弘道 |
| 岩井 孝博 | 鈴木 政孝 | 内田 敷 | 川瀬 嘉寛 | 柏木 雅彦 |
| 堀尾 憲一 | 赤松 美治 | 徳吉 誠 | 三谷 克巳 | 北尾 兼義 |
| 中島 剛 | 伊藤 博稔 | 西川 潔 | 木下 伸哉 | 三浦 毅 |

坂本	磯部	山本	荒島	谷岡	沢	山口	岸本	田村	武田	田中	谷口	前田	村中	中浜	小椋	岩崎	小林	足立	谷本	足田	松浦	佐久間	眞田
滋樹	正義	英昌	慎一	宏一	義文	貴人	明人	昭治	敬一郎	敦郎	勝彦	隆芳	真由美	公一	延貴	勇	修	禮	洋	信秀	晋	康弘	
石原	名越	西尾	坂口	大西	長山	桑村	美知夫	西尾	山下	早瀬	吉多	前田	矢田	谷本	上田	梅津	内藤	太田	小林	市村	木村	岩竹	馬場
克司	明夫	正義	洋介	弥	高久	勝博	知夫	洋司	章	敏和	英明	純子	勇	稔男	真紀	雄亨	牧人	正和	稔	幹	康博	省三	剛
西尾	石上	田岡	山根	川口	濱田	古家	里江	田中	中瀬	安道	岸本	村上	鈴木	西原	大黒	吉田	川越	和田	村田	井田	門脇	成田	前津
博司	晋一	稔	崇二	耕司	昌宏	江子	恭二	定光	明夫	雅明	清	和男	豊	賢治	亨吾	敏男	茂	達也	朗幸	裕幸	和平	吉郎	
広岡	西尾	青木	山本	山岡	宇和田	森岡	渡辺	小林	西尾	橋野	武本	宮本	中山	林	田村	高田	桦村	能登	植田	木村	梶原	佐藤	井上
博昭	靖志	順一	国彦	修	修	正雄	正樹	正勝	俊弘	仁	博幸	一男	昭男	力	義夫	文博	三	洋三	等	勝敏	良孝	公基	憲司
吉田	岩崎	岡野	井上	山根	恵己子	茂	村田	幸次郎	松田	小谷	秋吉	蔵光	徳田	森本	音田	武部	長谷川	晶彦	克宏	正一	芳雄	武夫	南
栄	俊吉	輝男	宝詞	山根	恵己子	茂	村田	幸次郎	松田	小谷	秋吉	蔵光	徳田	森本	音田	武部	長谷川	晶彦	克宏	正一	芳雄	武夫	南
橋尾	中嶋	伊田	佐藤	手島	丙種危険物取扱者試験	浜橋	田村	横川	賀川	萩原	山本	萩野	中村	橋本	中村	加藤	小谷	中村	小倉	岸根	塚本	西尾	竹内
普	豊	恵喜	修二	強		宏二	健二	博	貴子	正志	健二	陽介	康幸	宏	二	健次	淳	彰祐	清登	清	勉	浩	美和
吉田	阪本	水谷	伴部	寺本	本城	澤	仙田	荒木	小林	藤田	山内	西村	桑澤	上田	野田	川口	森本	尾田	太田	丸山	瀬戸	根俊	
知史	昭久	克正	真二	浩	卓	英幸	誠	美	健治	孝一	謙	秀俊	誠	健一	健一	一重	伸治	和夫	幸隆	哲志	憲一	幸	
座山	野間	村尾	藤原	徳雄	剛	孝志	陽一	成二	昭文	明	健吾	洋一	学	智之	久	孝博	健	直樹	政志	伸一	泰司	一正	俊治
杉谷	中山	山ひろ	井上	若林	徳永	浅井	市原	智夫	和浩	林	最上	天野	岡本	岡田	藤原	山根	中	石川	佐藤	前田	田子	川	渡辺
勝廣	子功	和男	和男	和男	步	武容	智夫	和浩	和浩	和浩	和浩	和浩	和浩	和浩	和浩	和浩	和浩	和浩	和浩	和浩	和浩	和浩	和浩
藤森	山路	大谷	小坂	信夫	久村	大江	岡本	真由美	修二	健	近藤	谷口	前田	田中	竹市	岸田	多内	若林	山根	川上	村上	中西	島尾
俊也	薫	芳久	信夫	修二	健	近藤	谷口	前田	田中	竹市	岸田	多内	若林	山根	川上	村上	中西	島尾	達哉	明			

景山	吉郎	由木	豊秀	山中	薰	谷田	克俊	佐伯	真治
戸田	衛	川上	国博	船本	靖彦	安達	孝	乾	智史
石田	豊久	山本	幸夫	増野	圭介	小早川	厚志	吉田	裕
山吹	順二	権田	宏樹	福田	幹夫	山口	代子	行田	薫和
樋口	良	立石	明	吉岡	由美子	奔井	淳	井田	英夫
田中	成人	福田	勝彦	安藤	弘志	石原	清	谷繁	俊一
小徳	武志	足立	敏夫	門永	幸雄	美濃	孟	高梨	忠雄
瀬崎	早苗	奥田	一弘	斉藤	俊明	福吉	正博	岡本	茂
佐野	弥生	野口	俊美	小原	政宣	安達	光彦	原	和久
北野	裕史	京久野	昇						

鳥取県林業改良指導員資格試験条例（昭和38年4月鳥取県条例第11号）
第2条の規定により、昭和59年度林業改良指導員資格試験を次のとおり実施する。

昭和59年7月10日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 受験資格

次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（同法第69条の2に規定する大学を除く。以下同じ。）において、林業に関する正規の課程を修めて卒業した者若しくは当該課程を修める者のうち昭和60年10

月17日までに卒業する見込みの者、旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学若しくは旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校において、林業に関する正規の課程を修めて卒業した者又は旧実業専門学校卒業程度検定規程（昭和16年文部省令第54号）、専門学校卒業程度検定規程（昭和18年文部省令第46号）、旧実業学校教員検定に関する規程（大正11年文部省令第4号）若しくは旧中学校、高等女学校教員検定規程（明治41年文部省令第32号）により林業に関する学科目の検定に合格した者

(2) 学校教育法による高等学校、旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校、旧実業学校令（明治32年勅令第29号）による実業学校、旧高等女学校令（明治32年勅令第31号）による高等女学校若しくは旧中学校令（明治32年勅令第28号）による中学校を卒業した者又は大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）、旧専門学校入学者検定規程（大正13年文部省令第22号）若しくは旧実業学校卒業程度検定規程（大正14年文部省令第30号）による検定に合格した者で、卒業又は検定合格後、昭和59年10月18日までに、次のア若しくはイの職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が4年以上に達するもの

- ア 国、地方公共団体その他法人格を有する団体の林業に関する試験研究機関又は学校教育法による高等学校、旧中等学校令による中等学校その他これらと同等以上の教育機関における林業に関する試験研究又は教育
- イ 国、地方公共団体その他法人格を有する団体における林業に関する技術についての普及又は指導

(3) (1)又は(2)に掲げる者と同等又はそれ以上の学歴及び経歴を有すると
知事が認めた者

なお、(3)により認定を受けようとする者は、出願書類に受験資格認定申請書を添えて、昭和59年8月20日(月)までに知事に提出すること。

2 試験の日時

筆記試験 昭和59年10月18日(木) 9時から

口述試験 昭和59年10月18日(木) 13時から

3 試験の場所

鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県庁第15会議室及び第16会議室

4 試験の方法

(1) 試験は、筆記試験と口述試験に分けて行う。

(2) 筆記試験は、学校教育法による大学卒業程度の林業技術及び林業常識について、次の項目により行う。

必須項目	林業経営、造林、森林保護、特殊林産
選択項目	林業機械、林産化学、木材加工のうち一項目

(3) 口述試験は、社会常識その他林業改良指導員として必要な能力について行う。

5 受験手続

(1) 受験願書の受付期間

昭和59年8月1日(水)から同月20日(月)まで(郵送の場合は書留郵送とし、昭和59年8月20日(月)までの消印のあるものは有効と

する。封筒の表面には「願書在中」と朱書すること。))

(2) 受験願書の提出先

鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県農林水産部造林課

(3) 提出書類

ア 受験願書

イ 履歴書

ウ 卒業証明書、卒業見込み証明書、検定合格証明書又は受験資格認定書

エ 1の(2)に該当する者にあつては、1の(2)のア又はイの職務に従事した期間につき、受験資格を有することを証する職歴証明書

オ 写真(最近6箇月以内に撮影した正面、上半身、無帽の手札型で、無合紙のものとし、裏面に氏名及び撮影年月日を自署すること。)

6 受験手数料及びその納付方法

(1) 受験手数料 2,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定欄にはり付けること。この場合、消印しないこと。

(3) 既納の手料金は、還付しない。

7 合格者の公表

試験合格者の氏名は、試験実施後1箇月以内に公表するとともに、合格者には合格した旨を通知する。

8 その他

(1) 試験に関し不正な行為があつた場合には、当該不正行為に關係のあ

る者について試験を停止し、又は合格を無効とする。

(2) 試験に関する詳細については、鳥取県農林水産部造林課（電話0857—26—7307）又は最寄りの地方農林振興局林業課に照会すること。

なお、郵便で照会する場合は、60円切手を同封すること。